

Title	訴訟信託について：戦後の判例を中心に
Sub Title	Transfer of property in action for the purpose & litigation
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.4 (1959. 4) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590415-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590415-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 訴訟信託について

—戦後の判例を中心に—

田 中 實

はしがき

- 一 序説——問題の所在
- 二 訴訟信託をめぐる戦後の判例
- 三 訴訟信託禁止の法理とその要件  
むすび

はしがき

一 債權譲渡の自由性は（ひろい意味では、もとより債權の場合のみに限らないわけであるが）、周知のように、近代私法における著しい特徴のひとつであるが、債權譲渡が、もつぱら、その取立委任の目的のもとに——すなわち信託的譲渡として——なされる場合も、しばしばあるようである。

債權譲渡自由の原則は、もとより取立委任のための信託的な債權譲渡をも承認する。ところが、債權取立のためには、けつきよく訴訟行為にまで及ばなければならぬこともあるわけであるが、その場合、相手方（債務者）からは、ほとんど必

ずといつてよいほど、いわゆる訴訟信託の抗辯が提出される。信託法一一條は「訴訟行爲ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的トシテ」信託をなすことを禁止しているので、債權讓渡無効の主張が出され、債權讓受人の請求が否定されることとなる。その結果、ひいては債權讓渡の自由性が制限されるにいたる場合すら、少なくない。現に、法曹實務家のあいだでは、訴訟の實際面において、訴訟信託の抗辯の重要性はきわめて高く評價され、おそらく債權讓受人からの請求の大半は信託法一一條を楯にすることによつて拒否しうるのではないか、とまでいわれている。<sup>(2)</sup>

しかし、その反面、經濟界においては、訴訟信託の抗辯にもとづく債權讓渡無効の主張により債權讓渡の自由性の阻害される危険のあることが指摘され、信託法一一條の擴張解釋の問題が憂慮されているようである。<sup>(3)</sup>

かような訴訟信託にたいする過大評價や憂慮は、率直なところ、訴訟信託の法理・要件・適用範圍などが不明確であることにもとづいていっているように、思われる。本稿は、これらの諸問題について若干の考察をめぐらすことを目的とする。

(1) 我妻榮・『近代法における債權の優越的地位』三二頁以下参照。

(2) 大阪谷公雄・「訴訟信託の抗辯」民商法雜誌二卷一號五八頁以下参照。

(3) 小林徳三郎・「隠れたる取立委任と信託法第十一條の適用」信託協會會報一二卷一號四五頁以下参照。

## 一 序説——問題の所在

二 訴訟信託——すなわち「訴訟行爲ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的トシテ」信託を設定すること——が、何故に禁止されなければならないのか。その根拠は、一般に、いわゆる「三百」の跳梁を防禦するためであるとか、あるいは、<sup>(1)</sup>すすんで濫訴ないし健訟の弊を防止するためであるとか、<sup>(2)</sup>説かれている。これらの一般に理由とされているところは、一見いかにも明瞭なものようであるが、しかし、よく考えてみると、必ずしも十分に明確なものといえることができない。

というわけは、まず第一に、いわゆる「三百」の跳梁という社會現象が好ましくないことは、たしかに事實だとしても、何故、とくに「三百」にたいする訴訟信託の場合のみを法的に無効にしなければならぬのか——資格ある辯護士の場合ならば、さしつかえないということになるのか——納得できるだけの説明は、まだ明示されていない。紛争當事者のあいだに「三百」が介入すること、それは、たしかに好ましくないことである。「三百」の言動が暴行や脅迫にわたれば、別に刑法上の犯罪を構成することになるにちがいない。しかし、それは、何も「三百」の場合にのみ限られるわけではない。したがって、訴訟信託の禁止が「三百」の跳梁を防壓するためだという説明は、おそらく問題の一面しかみていないのではあるまいか。

(1) 遊佐慶夫・『信託法制評論』四七頁、三淵忠彦・『信託法通釋』八四頁以下参照。

(2) 大阪谷・前掲六〇頁、入江眞太郎・『信託法原論』二一八頁以下参照。なお、最近の四宮和夫・『信託法』（法律學全集）五二頁以下は、総合的な見解を示している。

三 また、第二に、訴訟信託禁止の根據が濫訴ないし健訟の弊を防止することにあるといたつては、全く理解に苦しむところである。そもそも濫訴とは、いつたい何なのか。健訟が、どうして法的禁止に價する「弊」なのか。

なるほど濫訴・健訟が平穩な社會的共同生活にとつて好ましくないことは、事實である。しかし、裁判をうける権利が憲法により國民の基本的人權として保障されているかぎり（憲法三三條）、紛争の當事者が、紛争解決のために裁判所に訴訟を提起することは——それが濫訴・健訟として好ましくないかどうかにかわりなく——當事者の自由であるべきである。かつての戦時體制下のように、國家の總力をあげて戦争目的に集中化するという、いわば至上目的が掲げられていた時代には、あるいは政策的な意味で、濫訴・健訟の弊も、たんに好ましくないという程度の評價をこえて、國家目的遂行を妨げるものとして、問題にされうるかもしれない。しかし、今日のように、むしろ國民各自の基本的人權の擁護を第一義としな

ればならない時代にあつては、濫訴・健訟にたいする評價も、おのずから異なるべきであり、それが歓迎すべき現象でないことは變らないとしても、少なくとも、社會的惡弊として法的禁止の對象になるものとは考えられない。

四 あるいは、第三に、いわゆる「三百」が訴訟にタッチすることは、徒らに卑劣なテクニクが用いられ、訴訟遂行の圓滑が妨げられるおそれがあるというような意見も、ありうるであろう。しかし、これとても、訴訟が一種のスポーツになぞらえて理解されるほど當事者主義のつよく貫かれて今日<sup>(3)</sup>の司法制度においては、訴訟信託を禁止しなければならぬほどの、つよい理由になるとは思われない。のみならず、して「三百」の排斥ということのみ拘泥するならば、けつきよく信託法一條は、辯護士代理の原則を定める民訴法七九條の趣旨を改めて確認しただけにとどまることとなり、訴訟信託禁止の法理の獨自性と意義とは、事實上ほとんど採るに足らぬものに墮してしまふであろう。

さればといつて、他面、訴訟行爲を主目的とする權利の信託的讓渡のあらゆる場合に本條を適用するならば、必然的に權利の流通面に影響するところが甚大となり、かえつて無用の摩擦を生ずることとならう。まことに、本條のような規定は、きわめて効果的であるとともに、過大評價の危険の大きいものであり、その解釋・運用のむずかしい規定といふことができる<sup>(3)</sup>。

(3) 遊佐・前掲四七頁は、既に、本條がややもすれば空文に終るか、または濫用され易い規定であることを、警告していた。

五 要するに、訴訟信託禁止の法理・その要件・適用範圍などの諸問題については、まだいろいろ明確を缺く點が残されているように思う。そこで、本稿では、とくに判例を中心として、訴訟信託禁止の法理や要件などについて何程かの指標を見出したいと考える。もつとも、戦前の判例については、既に若干の研究がある<sup>(4)</sup>ので、重複をさけて、ここでは、もつぱら戦後の判例をとりあげることとする。

つぎに、判例を、訴訟信託の成立をみとめたものと、みとめなかつたものとに二大別して、検討してみよう。なお、訴訟

信託の成否をめぐつては、具體的事實の認定が重要な意味をもつので、以下においては、煩をいとわず、やや詳しく係争事實や判示の内容を摘録することとしたい。

(4) たとえば、大阪谷・前掲など。

## 二 訴訟信託をめぐる戦後の判例

### 六 訴訟信託の成立をみとめた判例

〔判例一〕 神戸地方裁判所・昭和二六年一月二三日判決（下級民集二卷一號六五頁）

事實——Xは「YはXに對し金四萬三二〇〇圓とこれに對する昭和二五年五月一日から支拂濟まで年六分の割合による金員とを支拂え」との判決と假執行の宣言とを求めた。その請求の原因は、廣告の申込代理業を營む訴外Aが、Yにたいし、金四萬三二〇〇圓の廣告料立替金債權を取得し、次いでAはXにたいし右のYに對する廣告料立替金債權を讓渡し、昭和二五年五月五日Yに到達した内容證明郵便を以てその旨Yに通知した。よつてXはYにたいし右立替金四萬三二〇〇圓とこれにたいする遅延損害金として昭和二五年五月一日から支拂濟まで年六分の割合による金員との支拂を求めため本訴に及んだ、というものである。

Yは「Xの請求を棄却する」との判決を求め、答辯として、Xの主張事實をすべて否認し、Aに廣告を依頼したのはYの次男たる訴外Bの代表者となつてゐる訴外合資會社Cであつて、Yは本件に何ら關係なしとのべ、抗辯として「假にX主張事實が認められたとしても、Xは他人から依頼を受けて法律事務を取扱うことを業としてゐるものであるが、Aから本件債權取立のため本訴を提起することを目的として本件債權を讓受けたのであつて、本件債權讓渡は信託法一一條に違反する無効の行爲である」とのべた。

判旨——まず、AがYにたいして廣告料立替殘金四萬三二〇〇圓の債權を有すること、および、Aが昭和二五年五月一日右のYにたいする廣告料立替殘金債權金四萬三二〇〇圓をXに讓渡し、同月五日Yに到達の内容證明郵便を以て、その旨Yに通知したことを認め、更に進んで、Yの抗辯について判斷し、その抗辯を認めてXの本訴請求を棄却してゐるが、その要旨は以下の如くである。

「訴外AとXとの間に本件債権の譲渡があつた昭和二五年五月一日と本訴提起の同月一八日とが極めて接近している事實、ならびに、Xは従來法律關係の仕事をしていたので、嘗て他から金銭債権の譲渡を受け、その取立の訴訟を當裁判所に提起したことがある事實、及び、YがAに對して履行せず、かつてAはAの知人で法律關係の仕事をしていたXに本件債権の取立を委任し、その際、場合によつては、訴提起の手段をとることも考慮していたところ、YはAの代理人Xからの督促にも應ぜず、又何等履行の誠意を示さなかつたので、遂にAならびにXの側では訴提起の手段に出ることになり、同年五月一日本件債権をAからXに譲渡し、同月五日その旨AからYに通知してXを本件債権の権利者とし、XよりYに對し、本訴を提起する準備を整えた上、同月一八日Xが本訴を提起するに至つたものと認められるから、この認定事實によると、本件債権譲渡は、正しく、信託法第一一條にいわゆる訴訟行為をなさしむることを主たる目的となした債権の信託譲渡といわねばならない。」

〔判例二〕 東京地方裁判所・昭和二八年二月二日判決（下級民集四卷二號二三六頁）

**事實**——X訴訟代理人は、Yを債権者、Xを債務者とする公證人A作成のK自動車譲渡に關する契約公正證書に基く強制執行は、これを許さない、との判決を求め、その請求の原因として、要旨つぎの如くのべた。すなわち、Yは、右の債務名義にもとづき、Xにたいし、自動車買代金五五萬圓のうち殘金五三萬二〇七七圓の債権ありとして、X所有の不動産にたいする強制執行手續に着手し、現にその手續進行中である。しかしXは、Yにたいし前述買代金を數度にわたり合計金六萬六九二三圓支拂つたので、殘債務は金四八萬三七七圓となつた。更にXは、Yにたいする反對債権金五〇萬圓を取得したので、昭和二六年一月一日右債権を以て、Xの前述殘債務と對等額で相殺する旨の意思表示をし、その通知は同月一三日にYに到達したから、Xの債務は全額消滅した。そして、右反對債権の成立事情というのは、訴外B株式會社勤務のYが、會社用自動車購入資金として金五〇萬圓を會社より預かつていたが、Yは購入した自動車をB會社に引渡さなかつたので、同會社は右契約を解除した。よつてYは同會社に對し前述金五〇萬圓返済の義務を有するにも拘らず辨濟をしていなかつたものであり、Xは昭和二六年一月一日にB會社から同會社のYにたいする債権金五〇萬圓を譲り受け、同日B會社はYにたいしその旨の通知をなしたものである。

Y訴訟代理人は請求棄却の判決を求め、答辯として、X主張事實の一部を認め、一部を否認し、抗辯として、「かりに、YがB會社に對

してXの主張するような債務を負担していたとしても、Xの訴外會社からの債權讓受は、訴訟行爲を主たる目的としてなされたものであつて、信託法第一條の規定に違反する無効の行爲であるから、この債權を反對債權としてXの主張する相殺は、その効力がない。」とのべた。

**判旨**——まず、YのXにたいする自動車賣買代金債權金五五萬圓のうち殘債權は、金四九萬九〇七七圓であると認定し、さらに、X主張の相殺について判断しているが、その要旨は次の如くである。

「B會社の代表取締役たるCは、同會社の經營に關し、かねて同僚であつたY（同會社代表取締役）に對し快く思つていなかった折柄、Xから、XとYとの間の係争債務關係の處理が紛糾し、YがXに對し有する本件債務名義に基いて強制執行に着手し、ためにXが難儀している旨の訴えを聞いて、Yの處置に憤慨し、Xを應接し、XをしてYに對抗させる手段を講ずる方法として、前示金五萬圓の債權を讓渡したことが認められ、このことと、Xの主張する相殺の通知が債權讓受の即日爲されていること、並びに、辯論の全趣旨に徴して、右相殺の主張が本訴の請求原因の實に重要な部分を構成していることの各事實をあわせて考えれば、Xの主張する債權讓渡は、B會社を代表することによつて、XをしてYに對する反對債權を取得する途をひらかせ、これをもつて、Yの有する債務名義の基本である債務と相殺させることによつて、後者を消滅させ、その歸結として、當該債務名義の失効を強制執行法上の訴の方法によつて貫徹させる、という一連の目的に終始したものであつて、結局それは、訴訟行爲を爲すことを主たる目的として爲された信託行爲であると認定することが相當である。」

〔判例三〕 東京高等裁判所・昭和三〇年八月三日判決（下級民集六卷八號一五六一頁、原審は、東京地方裁判所・昭和二九年五月二九日判決・下級民集五卷五號七七九頁）

**事實**——Xの主張は本件六九坪の土地ならびにその上の建物をYら、各明渡ないし退收去せよというもので、本件土地がもとXの父たるAよりY<sub>1</sub>に對して賃貸され、その期限が昭和三一年一月三日であつたこと、書面による承諾なしの轉貸、その地上の建物の讓渡、その他増改築又は大修繕の禁止等を特約したこと、また借地上の建物の滅失朽廢を賃貸借契約終了事由としたこと、而してXは昭和二六年七月三日Aから本件土地を含む三二一坪八勺の土地の贈與をうけてその所有權を取得し同日その旨の登記をしたこと、さらには、本件土地上の建物はすでに昭和二六年頃朽廢しているとして本件賃貸借の終了していること、假りに右朽廢が認められないとしても、Y<sub>1</sub>はAの書面による

承諾なしに $Y_0$ に轉貸し、 $Y_0$ は右地上に建物を建築所有し、 $Y_3$ は建築所有せる建物を $Y_4$ に賃貸し $Y_4$ と $Y_5$ が同居しているが、 $A$ は昭和二六年六月二〇日到達の書面を以て本件賃貸借契約解除の意思表示をしたから同日契約は解除されたこと、また假りにこれが認められないとしても、 $Y_1$ は本件土地の賃借権につき登記を経由してないのみならず、右地上の建物はいづれも未登記であるから $Y_1$ は建物保護法一條一項によりその賃借権をもつて第三者たる $X$ に對抗しえないことなどを理由とする。

これにたいして $Y$ は、 $Y_3$ の増改築及び修繕につき $X$ は熟知している筈であるから異議苦情のないことは黙示の承諾を意味し、書面による承諾を必要としない趣旨の表示である、假りにこれが認められないとしても、建物の大修繕を理由に土地の賃貸借契約を解除することは權濫用になる、また假りに $X$ が本件土地の贈與を受けたとしても、賃借権の設定されていること明かな土地所有權の移轉には、新所有者に賃貸借承継の合意をするのが常態であるのに、 $A$ がそうしなかつたのは、本件建物がいづれも未登記でかつその敷地にも賃借權設定の登記のないことを奇貨として敷地所有權の移轉により $Y$ らが外形上建物保護法一條一項の保護を受けえられなくなることに思いをいたし、 $X$ をして本件訴訟行爲をなさしめることを主たる目的として土地の所有權移轉がなされたのであるから、信託法一條違反の無効の行爲であると主張した。

原審判旨——建物保護法一條一項にいう第三者は當該土地所有權の讓受人を指稱するのではあるが、本件の如く舊土地所有者の相續人が相續開始前に土地を讓受けた場合は右に所謂第三者に當らないとして、請求を棄却した。

而して、 $Y$ 等主張の信託法違反の抗辯は、これを認めるに足る證據がないから失當であるとされた。

控訴審事實——右記第一審判決を不満として $X$ は控訴に及んだが、當事者双方の事實上の陳述は $X$ の側で要旨次の如く追補陳述したほか、すべて原判決の事實摘示と同一である。

本件土地賃料の改正に伴う増額分の損害金支拂請求、本件建物の極めて粗雑なこと、建物に保存登記しないことにより $A$ が誤信させられ、轉借人をして建物修繕改築させ、土地賃貸借契約終了時の建物買取請求額を豫期しない點で増加し負擔を加重していることは對人的繼續的信賴關係を基礎とする土地賃貸借において、契約解除の理由であることを附記し、假りにこの補足が許されぬとすれば改めてその背信行爲を理由に契約解除をする、また $A$ が本件土地上に建物を建築するにつきなした同意は $Y_1$ が $Y_2$ をして欺かせたもので法律行爲の要素に錯誤あ

るから無効であると追補陳述した。

**判旨**——Yによる本件贈與が信託法違反であるとの抗辯について、本判決はこれを認め、控訴棄却としている。要旨は次の如くである。

「Xの前主たるAから賃借人たるY<sub>1</sub>に對し本件六九坪の土地賃借契約解除の意思表示が昭和二十六年六月二〇日に到達していること、然るに、右六九坪の土地を含む三二一坪八勺の土地がAからXに贈與されたのはその前である同月五日であつて、その登記がなされたのは同年七月二日であること、本訴は右登記から僅か數日を経た同月九日に提起されていること、本訴に於けるXの主張・請求はY<sub>1</sub>がXの所有地六九坪の全部又は一部を不法占有しているから所有權に基き明渡ししないし損害賠償を求めるところ、若し、Xの前主Aの所有のまままで明渡請求等の訴を起すに於てはAとY<sub>1</sub>間の前記賃借及びこれに由來する他のY<sub>1</sub>らの權限が問題となるのは必至であるのに賃土地をXに讓渡し、第三者たるXから右の如く請求するに於ては、右賃借の登記も、賃借地上に存するY<sub>1</sub>所有の建物の登記も存しない本件に於ては、右土地賃借借ひいてこれに由來するものの對抗を免れる關係にあるのであつて、現にXも本訴でこのことを主張していること、X側とY<sub>1</sub>兩名との間には既に前からこの六九坪の賃貸土地あるいはその地上の建物をめぐつて悶着が起つていて、X側は本件贈與前に公簿等によつて諸般の調査を行つていること、Xの前主たるAはXを含めて六人の子をもち、そして凡そ八千坪の土地を所有しているのであるが、うち本件の三二一坪八勺及び他の若干の土地をXに贈與したのみで、他の土地は他の子に對しては未だその分與をしていないこと、これら諸般の事實を合せ考えると、本件贈與は、右Aに於て、子であるXをして、Y<sub>1</sub>に賃貸した六九坪の土地の明渡し等に關する訴訟行為をなさしむることを主たる目的としてなした信託讓渡と目すべきで、無効のものといわねばならない。」

## 七 訴訟信託の成立を否定した判例

〔判例四〕 浦和地方裁判所・昭和二十七年九月二四日判決（下級民集三卷三號一二七九頁）

**事實**——原告Xは昭和二十六年一〇月六日訴外ABCから各々の債權（合計一六萬六〇四〇圓）を讓受け右ABCは各々被告Yに對し同年同月七日附内容證明郵便で右債權讓渡の事實を通知し右書面はいずれも同月八日にYに到達した。よつてXはYの債權者となつたものである、とX訴訟代理人は述べ、Yの抗辯事實を次のように否認する。すなわち本件債權讓渡はXが單純にこれを買受けたものでXは自からの利益のために本訴請求をしているものでABCのために訴訟をなすことを目的としたのではない。したがつて本件債權の讓受は信託行為で

はなく、もちろん信託法一一條に訴訟行爲を爲すことを主たる目的とする訴訟信託ではない。更にXの債權讓受行爲は營利的目的に出たものではないから辯護士法七三條に違反しない。XはもとY會社の營業部で資材購入の賣掛金の集金係をしており、XがYに直接掛買を交渉した關係上その支拂の追求にあつて道義的な責任を感じ、かつ單一債權者となればYも便利であろうと思ひ、當時Y會社取締役職務代行者の意見を聽いた上で會社の利益のために各債權を額面の三割ないし四割引の價額で讓受け（訴求費用を考慮すれば不相當といえない）だが、Xはこれにより利益を受ける意思はなかつたものである。またXが各債權を讓受けた行爲はY會社にたいする債權に特定されているから不確定回數に及ぶことが豫想されるものでなく、三百代言利權屋という地位にもついた繼續的な行爲ではなく、更にそれを業とするものではないから辯護士法七三條に違反する無効な行爲ではない。

これにたいしY訴訟代理人は、Xが本件債權の讓渡を受けて直ちにYにたいし支拂命令の申立をしているのは信託法一一條の訴訟信託行爲であるから法律上無効である。すなわちXはもとY會社の社員であり、Y會社が資本金五萬圓の株式會社で實資産五〇〇萬圓以上の有望な會社であるのに囑目し、當時Y會社が營業不振なのを知つて本件債權を含む一七口約五〇萬圓の債權を三割ないし四割引で讓渡を受けたのである。このXの行爲は單純ではなく、XがY會社を整理しこれを經營するためという目的をもつてなされたものであるところ、Xは右の信託讓渡があつてから數日をいでない昭和二六年一月一日浦和簡易裁判所にたいして本件債權について支拂命令の申立をなしているのであるから、本件債權讓渡は訴訟行爲をなさしめることを主たる目的として爲されたものである。なお本件訴訟の利益がXに歸屬するものであることは争わない。更にXは昭和二六年一月六日頃ABCから債權讓渡を受けており、しかも前述の事情のもとに三割ないし四割引で讓受け同年同月一日浦和簡易裁判所に右債權の支拂命令の申立をなし訴訟手段によつてその權利の實行を得ようとしている。しかもXの行爲は反覆して、利益をうる目的をもつて行われたものであるから行爲を「業」としてなしたもので、辯護士法七三條同七七條に違反する無効な行爲である、と述べた。

判旨——「Yは本件債權讓渡は訴訟信託行爲であるから無効であると主張するが信託法第一一條は訴訟行爲を爲さしめることを主たる目的とするところに信託が存する場合に信託を無効とする旨の規定である。要するにYは『會社を整理してXが經營する』ところに信託目的が存するというのであるから、かかる目的のもとに債權讓渡が爲されたのならその直後においてXが本件債權について支拂命令の申立を

したからと云つて本件債權讓渡が訴訟行爲をなさしめることを主たる目的とした信託となるいわれは毫もない。のみならず本件債權はXが買受けたもので、本件訴訟の利益はXに歸屬するものであることをY自ら認めているのであるから訴訟行爲をなすことを目的とすると云う點では委託者（受益者）の利益のためと云う要件を缺如するので本件債權讓渡は信託を成立せしめるものではない。以上の理由から本件債權讓渡は信託法第一一條に違反しない。

又Xは本件債權の外、Y會社に對する十四名の債權者から數口の債權讓渡をうけこの債權を各々支拂命令の申立をしていること前記認定のとおりであるから、Xの債權讓受行爲は反覆して行ふ意思のもとに行われ、他人の權利を讓受けて訴訟その他の手段によつて權利の實行をなすことを業としたものと認定するのが相當であり、従つて三百代言利權屋的行爲を禁止する辯護士法第七三條に違反する無効な行爲である。

〔判例五〕 大阪地方裁判所・昭和二八年六月六日判決（下級民集四卷六號八一三頁、なお本件は、大阪地方裁判所・昭和三〇年一月一八日下級民集六卷一號一九頁と同一である）

事實——被申請人X會社と訴外A會社とは法律上も經營上も同一性質の會社であつたが、昭和一六年頃鐵材などの配給をうける便宜上から形式上は現在の獨立した二つの會社になつた。こうした事情の下に昭和二七年二月二日に、A會社の代表取締役BはX會社の取締役にたいし、申請人Y<sub>3</sub>のY<sub>1</sub>會社と申請人Y<sub>4</sub>のY<sub>2</sub>會社の外二社にたいする商品代金債務が合計一五〇〇萬圓になり鐵業界の不況で取引先は商品代金の回収に危惧の念をいだき始めているから、A會社としてはX會社と右のような密接な關係からA會社がY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>會社にたいして發行する手形債務について連帶保證をして欲しいと申入れたところ、X會社もこれを承諾し同年同月同日附をもつて右契約を締結した。

その後、A會社はY<sub>1</sub>會社にたいして金額一七一萬〇九七九圓・滿期昭和二七年一月一〇日の約束手形ならびにY<sub>2</sub>會社にたいして金額二七萬五〇〇〇圓・滿期昭和二七年一月二五日の約束手形を振出したが、受取人Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>會社が各滿期に支拂場所において右約束手形を支拂いのため呈示したが、いずれもその支拂を拒否された。一方、X會社も鐵業界の不況でその保證債務の履行に應ぜず、逆に連帶保證義務の履行を免れる目的をもつて何らかの措置を講ずる氣配が察知されたので、Y<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>會社は急速にX會社にたいし、同會社にたいして有する右連帶保證債務の保全手續きを執る必要があつたが、偶々當時大阪法務局が商業登記簿改製のため同年一月一三日まで商業登記に關する資格證

明書の交付事務を停止していたから、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社の各代表者の資格證明書の交付を受けることができず、徒らに右資格證明書の交付を待つていては右債權保全の機を逸する危険があつたので、止むをえずY<sub>1</sub>會社はその取締役である申請人Y<sub>3</sub>に、Y<sub>2</sub>會社はその取締役である申請人Y<sub>4</sub>に、右二通の約束手形につき隠れたる取立委任裏書をうけてその所持人となり、X會社にたいし本件各動産假差押申請に及んだものである。Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>は前述した事情で止むを得ず本件二通の各約束手形について隠れたる取立委任裏書をうけたものであるから、X會社主張のように信託法一一條の訴訟信託には該當しない。のみならず、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社は本件隠れたる取立委任裏書においてY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>に手形上の權利を讓渡する意思を有せず、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>もこれにより手形上の權利を讓受ける意思を有せず、Y<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>は單にY<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社の有する手形上の權利を行使（取立）するため形式的資格の附與をうけたに過ぎず、この形式的資格にもとづいて本件各假差押の申請に及んだものであるから、本件假差押の被保全權利はY<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社とY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>とに關して全然同一であるからY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>らが本件各假差押の適格を有することは勿論である、とY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>訴訟代理人は陳述した。

一方X會社訴訟代理人は、X會社は昭和二七年二月二日附をもつてA會社の手形債務について連帶保證契約を締結したことは認めるが、前記二通の約束手形について連帶保證義務を負擔することは否認する。前記二通の約束手形が振出されいづれも支拂拒絕になつたことは不知であり、また保全の必要があることは否認する。假りに連帶保證責任が前記二通の約束手形に及ぶとしても、それはY<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社にたいしてであつてY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>にたいし連帶保證をしたのではない。Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>會社X會社にたいし手形外の關係において有する手形債權に從たる連帶保證債權は裏書によつて當然被裏書人に移轉するものでなく、これを移轉するには債權讓渡の手續が必要である。隠れたる取立委任裏書の法律上の性質について資格授與説或は信託裏書説をとつたとしても、いづれにしても通常の裏書においてすら手形外の關係において有する手形債權に從たる連帶保證債權が裏書によつて移轉しない以上、隠れたる取立委任裏書においてもその移轉の効果を生じえないことは、もちろんである。更に本件隠れたる取立委任裏書がY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>に訴訟行爲（本件假差押申請）を爲さしめることを主たる目的となされたことは、信託法一一條に違反し法律上無効である、と陳述した。

判旨——「隠れたる取立委任裏書は裏書人被裏書人間に於て取立委任の經濟的目的を達する爲に通常の讓渡裏書の法律的形式を用うるのであるから手形面に現わされた手形行爲の外形的表示に從いし手形上の權利は當然に被裏書人に移轉し取立委任の經濟的目的は當事者間の内部關係に於て人的抗辯として被裏書人を制約するに過ぎない一種の信託裏書であると解すべきでありY<sub>3</sub>、Y<sub>4</sub>ら主張のように裏書人は依然

として手形上の權利を失わずこれを行使し得ると同時に被裏書人は裏書人の手形上の權利を行使する形式的資格を取得するものと解すべきでなく従つてY<sub>1</sub>Y<sub>4</sub>は右の隠れたる取立委任裏書により本件二通の約束手形について各々形式的にも實質的にも手形上の權利の移轉を受けたものと認めねばならない。ただしY<sub>3</sub>Y<sub>4</sub>らが前記二通の約束手形の信託的讓渡をうけたのは當時偶々大阪法務局に於て商業帳簿の改製のため登記事務を停止しY<sub>1</sub>Y<sub>2</sub>各會社の各代表者の資格證明書の交付をうけることができずこれが交付を受けることができずまで在再日時経過するのを待つては前記債權保全の機を逸する危険を招來することになるところからこの危険を脱する手段として止むなくY<sub>1</sub>會社は同社取締役のY<sub>3</sub>にY<sub>2</sub>は同社取締役のY<sub>4</sub>に各々各約束手形債務について隠れたる取立委任裏書をうけ本件假差押に及んだものであることが認められるから右のような事情の下に於てなした本件隠れたる取立委任裏書は本件假差押をなさしめることを目的としてなしたとしても濫訴の弊害を防止することを目的として訴訟信託を禁止した信託法第一一條の精神より判斷して訴訟信託に該當しない。」

〔判例六〕 廣島高等裁判所・昭和二十八年一月二十六日（高裁民集六卷二號七七八頁）

事實——X控訴人は、X控訴人組合は昭和二十七年九月九日その組合規約所定の手續に従い組合員の無記名投票により「第十五條の二組合員の會社に對する勞働契約上の義務履行の請求若くは違反行爲の除去に必要な行爲の請求又は勞働契約上の地位の確認の訴訟については組合に於てこれを実施することができる。但し組合員がこれに反する意思を表明した時は當該組合員に關する部分についてはこの限りではない。第七三條第十五條の二は昭和二十五年三月二十九日より同年四月八日に至る工場閉鎖中の賃銀請求につき遡及して適用する」との規定を定めたが、右規定の但書にもつきX組合が本件訴訟を実施するに際し反對の意思を表明した組合員は存在しないから、Xは右規定により本件假處分申請を行う權限を得るに至つた。右規定は組合員の組合にたいする任意的訴訟信託を規定したものであるが、この任意的訴訟信託は保險業務や勞働組合等の關係において取引に特別の場合がある場合には許容せられているのであり、そして勞働組合の組合員は母體たる組合に各自の權利の管理を依頼する特別の必要があるから、前示訴訟信託の有効なことは明らかである、と主張する。

一方Y被控訴人は勞働契約の當事者でない勞働組合がその組合員の使用者にたいする賃銀請求權につき管理處分權を持つていわけではないのであるから、X組合の組合員とY被控訴會社とのあいだの個々の勞働契約から生じた個別的賃銀の請求訴訟を本案とする本件假處分申請につきXが訴訟追行の利益を有せず、したがつて當事者適格を有しないことは明らかである。次に當事者が自己自身のためでなく、他人の

ためまたは他人に代り訴訟を進行しうる場合は、とくに現行法上これを肯認した法規が必要なのであるが、これを認める規定がないから、この點からしてもX組合が本件假處分申請につき當事者適格を有しないことは明白である。なお假りに組合員の組合にたいする任意的な訴訟信託を規定した右一五條の二が有効であり、且つ任意的訴訟信託が許されるものであるとしても、元來訴訟信託は既に具體的に發生した權利または法律關係につき明示の意思表示より爲さるべきものであるから、多數決によつて成立ししかも個々の組合員の具體的意思の明示を缺く一般的な前示規定の如きは、訴訟進行權の根據とはなりえないのである。たとえX組合が本件假處分申請につき組合員各自から訴訟信託を受けたとしても、右の如き任意的訴訟信託は民事訴訟法七九條の認める辯護士代理の原則や信託法一一條に違反し無効のものである。したがつてXは本件假處分申請につき當事者適格を有しないことは明らかである、と主張する。

判旨——「勞働組合は組合員の固有の權利を有しないから組合員に代つて自からその組合の權利につき訴訟を進行する機能を有しないことは明らかであるがその組合員各自がその固有の權利につき訴訟をなす權能を勞働組合に付與した場合はこの限りでない。一般に自己の權利につき第三者をして訴訟をなす權能を任意的に付與するいわゆる任意的訴訟信託は民事訴訟法が訴訟代理人を原則として辯護士に限り又信託法第十一條が訴訟行爲を爲さしむることを主たる目的とする信託を禁止している趣旨に照して無制限にこれを認めることは許されないが任意的訴訟信託が我が民事訴訟法上絶對的に禁止されているものと解するの必要はないのであつて辯護士代理の原則及訴訟信託を禁止する信託法精神に牴觸しない限り必要のある場合にはこれを認めてよい。そして勞働組合は組合員たる勞働者の勞働條件の維持改善を計ることを主たる目的とする團體であつて組合員の權利を擁護するための團體であるから組合員から特別の授權のあつた場合には勞働契約に基く組合員の固有の權利につき訴訟を遂行する權能を認めることは勞働組合の本質に適合し且つ勞働組合及組合員の双方の需要を充たすものと云わなければならない。この場合組合員は組合に對しその權利自體を信託讓渡するものではなくその權利につき訴訟を進行する權能のみを組合に付與するのであるから直接信託法第十一條の明文に違反するものではなく又辯護士代理の原則の回避を禁止することを目的とする同法條の精神に違反するものでもないことは明らかである。」

### 三 訴訟信託禁止の法理とその要件

八 以上に掲記した判例を通観してみると、そこには、おのずから、訴訟信託の認否を決すべき若干の基準が見出されるわけである。ところが、各判例の指示している事實および論旨は、必ずしも十分に統一のでもなければ、また明確でもないように思われる。すなわち――

第一に、多くの判例は、債權譲渡と讓受人の訴訟提起とが時間的に接近している事實をもつて、訴訟信託認定の一根據としている(判例一、二、三)<sup>(1)</sup>。しかし、他方、それにもかかわらず、訴訟信託とならないとした判例も少なくない(判例四、五)。第二に、債權讓受人が法律關係の仕事や職業としており(いわゆる「三百」たることを意味する)、また過去に債權取立の信託的讓渡を受けて訴訟を提起した經歷を有する事實をもつて、訴訟信託を認定すべき根據とする判例がある(判例一)<sup>(2)</sup>。しかし、そのような債權讓受人の職業や過去の經歷と關係なく訴訟信託が認定された判例も多い(判例二、三)。

第三に、訴訟信託認定の根據として、訴訟提起の手段に出ることを豫め考慮しつつ債權取立委任のための讓渡をしたという事實(判例一)、紛争當事者の一方に援助を與え有利な對抗手段を講じさせるために債權讓渡をしたという事實(判例二)、相手方から出される有力な抗辯をさけるため便宜上係争權利を讓渡して權利者を變更したという事實(判例三)などが指示されているが、他方、假差押をすることを主目的として手形の裏書をした場合(判例五)でも、訴訟信託にならないとされたものがあり、しかも、労働組合が組合員の債權取立訴訟の便宜のために債權讓渡を受けた場合(判例六)のごときは、明らかに訴訟信託になるとされながらも、信託法一一條の禁止の趣旨に反しないものと判断されている。

- (1) このような論旨は、戦前の多くの判例にも共通的にみられた特徴である。なお、四宮・前掲五三頁参照。  
(2) これも、戦前の判例に多くみられた。大阪谷・前掲六九頁以下参照。

九 このように各判例の掲げる事實や論旨を綿密に分析してみると、いつたい訴訟信託の認定の根據となるべき事實は何なのか、甚しく不明確であるといわざるをえないし、一部に、訴訟信託であるとの認定をしながら、しかも信託法一一

條の禁止の趣旨には反しないとする判例すら出現するにいたつては、そもそも訴訟信託禁止の趣旨が何であるかを、あらためて考えなおさざるをえないこととなるであらう。

ところが、先にも指摘したように、訴訟信託禁止の趣旨について諸學説の説くところは、必ずしも十分に納得できるものではないのである。そこで、以下において、訴訟信託についての私見を述べてみたいと思う。

一〇 訴訟信託にかんする多くの判例を通觀して共通的に見出される本質的なもの——單なる現象的事實ではなくて、法的禁止に價する反公序良俗性の表現たるべき事實——は、およそ、つぎの三點であらう、と私は考える。

(1) 他人のあいだの紛争に介入する手段として債權その他の權利の信託的讓渡がなされていること——訴訟信託における權利の讓渡は、本來の財産管理の手段としての信託的讓渡ではない。委託者の財産を受託者が讓受けて管理するという信託の形式が、實は委託者と第三者とのあいだの何らかの法的紛争に受託者が介入するための手段として利用されているにすぎない。いいかえれば、紛争介入の手段として、係争權利について信託的讓渡がなされているのである。それは財産管理制度たる信託の不當な利用であり、そこに反公序良俗性が見出される。

(2) 社會觀念上不當な利益を得ることを目的としていること、または合法的な權利行使の過程を通じて、實は故意に他人に損害を與えることを目的としていること——讓受人が信託的讓渡を受け、形式上權利者となつて紛争に介入するのは、實質的にみれば、その介入によつて何らかの不當な利益を得ることを目的としているのである。讓受人が一種の手数料その他の報酬として利益を得ることもあり、また讓渡人が通常の方法では得られないような特別な利益を取得することもあるであらう。もとより受託者(讓受人)が目的財産の信託管理によつて手数料その他の報酬を受けることは、當事者間の特約によつてゆるされるのであるが(信託法三五條)、それが社會觀念上妥當とみられる程度のものであれば、さして問題はない。それが、他人の紛争に介入するという反公序良俗性を有する事務處理によつて得られるもので、社會觀念上とうてい妥當視でき

ない程度のものであるときには、報酬の點についても反公序良俗性が帶有する結果となる。いわば、他人の紛争を自分の「メシの種類」にするところに反公序良俗性があるとみられる。さらに、讓渡人または讓受人にほとんど實質的な利益が生じないけれど、紛争の相手方にたいして特別な損害を與えることを企圖している場合にも、同じく反公序良俗性があるといえるであろう。

(3) 裁判・調停・強制執行その他、國家の司法的機能を利用すること——以上のような、他人のあいだの紛争に介入して得られる不當な利益を、とくに裁判所その他の國家機關を通じ——すなわち、國家權力を利用して——追求しようとするところに、訴訟信託禁止の法理的焦點があらわれる。反公序良俗性は、ここにおいて、法をもつて禁壓すべき程度に達するわけであり、かような不當な權利主張・利益追求に、法ないし國家機關は助力を與えることができないのである。

一 一 これを要するに、信託という形式をかりて他人のあいだの紛争に介入し、合法的な權利主張という法のカラクリを利用し、しかも裁判所その他の國家機關を通じて社會觀念上不當な利益を食らうとするところに、強度の反公序良俗性が發現するのであり、法はとうていこれを認容しえないとして、訴訟信託の禁止を宣言したわけである。訴訟信託禁止の法理的根據は、このように考えることができるであろう。けつして、單なる「三百」の防壓にとどまるものでもなければ、まして濫訴ないし健訟の是正にあるのでもないのである。

したがつて、訴訟信託の成立要件としては、右に示したような反公序良俗性の表現たるべき事實にもとめるのが至當である、といわなければならない。多くの判例が示しているような、債權讓渡と訴訟提起とが時間的に接近しているとか、讓受人が法律關係の職務に従事して過去に同種の經歷があるとかいうようなことは、けつきよく現象的事實にすぎないのであつて、けつして本質的なものではない。債權讓渡と訴訟提起との時間的接近という事實は、不當な利益追求のための訴訟信託の場合には、しばしば隨伴してあらわれるけれども、常にそうなるわけではなく、その時間的要素から當事者の不當目

的——信託關係にひそむ反公序良俗性——を基礎づけることは、むしろ合理的ではない。また、讓受人がいわゆる「三百」であれば、多くの場合に不當な紛争介入による利益追求目的の存在が推斷されるけれども、たとえ「三百」でなくても、不當な目的をもつ可能性は、十分にありうるはずである。

たとえば、受託者が辯護士たる場合は信託法一條にふれないか、さらに受託者がみずから訴訟行爲をせず辯護士に委任する場合どうか——などというような問題が、しばしば論じられて<sup>(3)</sup>いるけれども、これらは、信託關係の内部にひそむ實質的な反公序良俗性を看過し、法規の形式的文言にのみとらわれた發想であり、いずれも、ほとんどナンセンスな問題提起にすぎない。たとえ辯護士であろうとも、その介入に實質的な反公序良俗性がみとめられるかぎり、訴訟信託の禁止にふれるべきことは、<sup>(4)</sup>いうまでもないことだからである。

(3) 青木・前掲七八頁、入江・前掲二一九頁、栗栖越夫・『信託法綱論』一四七頁以下等参照。

(4) 四宮・前掲五三頁以下参照。

## むすび

一二 信託法にかんする判例の大部分は一一條關係のものである、といつても過言ではないほど、訴訟信託の運用の意義と機能とは大きい。本稿は、かような訴訟信託の重要性にかんがみ、その法理的意義・成立要件などの諸問題について、とくに最近の判例を中心に検討を試みたわけであるが、けつきよく、何よりも信託の形式にひそむ實質的な反公序良俗性に着眼すべきであるという結論に達した。これによつて、信託法一條は、十分に効果的となり、また不相當な過大評價から免れることができるであろう。本稿の未熟な考察が、多少とも、訴訟信託運用上の實務的參考となれば、幸いである。

なお、問題をいつそう精密に解決するためには、戦前の判例をとおして一貫的な再検討が必要であるが、それには他日の

機會を待ちたいと思う。

(一九五九・三・二〇)

附記 本稿を執筆するにあつては、慶應義塾大學大學院(民法法學專攻)在學中の、大賀祥充・兒玉義弘兩君の援助を受けた。判例の整理ばかりでなく、論點の構成についても、兩君は、まことに有益・貴重な協力をしてくださつた。それがなかつたら、おそらく、學年末という最も忙しい時期に、本稿が完成することは不可能であつたらう。ここに特記して、あつく御禮を申しあげるしだいである。